

返金制度

当社が求人者に紹介した求職者が、本人の自己都合により早期に退職した場合は、当社は、求人者に対し支払われた報酬を以下の割合で払戻すこととする。

但し、当該求職者の退職が、求人者の都合によるものである場合、または形式上の自己都合である場合には、報酬の払戻しは行わないものとする。

入社日から 1 ヶ月以内に退職した場合	成功報酬の 1 0 0 %
入社日から 3 ヶ月以内に退職した場合	成功報酬の 5 0 %

許可番号：08-ユ-300070

株式会社ライフライン